

令和2年7月15日

農林水産省農村振興局防災課  
農林水産省水産庁防災漁村課  
国土交通省水管理・国土保全局海岸室  
国土交通省港湾局海岸・防災課

海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可に係る家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて（ガイドライン）

1. 農林水産省農村振興局、水産庁、国土交通省水管理・国土保全局、港湾局は、行政機関である。
2. 海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第2条第3項に定める海岸管理者が管理する海岸保全区域及び一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」という。）について、自ら土地を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであって、その土地の使用及び収益を継続的に行うことを目的として公共の用に供されている海岸の土地を占有しようとする者に対して、法第7条1項、第11条、第37条の4及び第37条の8の規定に基づき行う占用許可は、以下の全ての要件を含むため、令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当すると考えられる。
  - ① 海岸管理者は、申請者に対し、海岸管理者が利用権限を有する海岸保全区域等の公共の用に供されている海岸の土地について、使用及び収益する許可を与えていること。
  - ② 申請者は、海岸管理者に対し、上記①の使用及び収益の対価として、占用料を支払う債務を負っていること。
  - ③ 申請者は、海岸管理者に対し、占用許可の期間満了時に土地を返還するものであること。
3. 上記2. の占用許可に基づき支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第5条の定める「賃料等」に相当する金額は、以下の金額とする。
  - ・ 占用許可書等に記載された「占用料」の月額相当分の額
4. 申請者は、以下の要件を満たす場合には、上記2. の占用許可であると判断し、別紙宣誓書を占用許可書等の写しに添付の上、上記3. の金額を給付申請することができる。
  - ・ 添付書類として提出される書面は、当該海岸を管理する海岸管理者が交付した占用許可書であること
  - ・ 占用料の支払いを証する書面が添付されていること（領収証、通帳の写し等）

以上